

# 日本交通学会賞規程

1967年10月29日  
理 事 会

## 第1条（目 的）

交通に関する優秀な学術的業績を顕彰するため、本会に日本交通学会賞（以下学会賞という）を設ける。

## 第2条（対 象）

学会賞は、正会員の著書、共著、論文、編者などのうちから選考する。ただし、選考の対象となる業績は、前々年の7月1日からその年の6月30日までに公刊されたものとする。

（1985年11月5日理事・評議員会決定）

## 第3条（選考委員会）

- （1）選考のための選考委員会は、理事・評議員において7名を選出する。
- （2）委員の任期は、2年とする。

## 第4条（報 告）

会長は選考委員会の決定にもとづき、総会に報告する。

付則1．学会賞は、1968年度より実施する。

- 2．学会賞のための資金は、その目的のためになされた寄付金などをもってあて、特別会計とする。